

文化事業に対する後援の考え方

長崎県文化団体協議会

※名義後援基準

長崎県文化団体協議会は、次に掲げる基準の1、2のいずれにも該当する文化事業について、その後援名義の使用を承認することができる。

ただし、営利目的、政治的又は宗教的意図で実施される事業を除く。

1 事業の内容及び規模

本県の文化振興に明らかに役立ち、広く県民を対象とする公益性の高い事業のうち、一市町を超えて実施される事業。

2 主催団体

- (1) 長崎県文化団体協議会の加盟団体
- (2) 長崎県新人演奏会において優秀賞、奨励賞を受賞した者
- (3) 国、地方公共団体
- (4) 学校
- (5) 報道機関
- (6) 公益的性格を有し、当該事業を遂行する能力が十分であると判断される文化団体等（各分野における特定の流派又は会派の社中及びいわゆる教室等を除く。）
- (7) その他、必要と認めた団体

<後援理由として>

1. 本県の文化振興に寄与する。
2. 定例的な後援である。
3. 当協議会の加盟団体である。
4. 長崎県新人演奏会の出演者である。
5. 当該主催者が実施した事業を後援した実績がある。

※ 1は必須、2～5は適当なものを選択。